

令和7年度版
障がい者のしおり



障がい者のしおりのご使用に当たって

- 「障がい者のしおり」は、障がい者福祉の制度について、概要や問合せ先などを紹介したものです。
- 必要なサービスは、目次や障がい程度別サービス・事業一覧表からあてはまる対象や内容を調べ、担当している問合せ先にご連絡ください。
- 対象となる障がいを、以下のように略号で記しているところがあります。
身体障がい者→**身** 知的障がい者→**知** 精神障がい者→**精** 障がい児→**児**
指定難病患者→**難**
- 事業内容につきましては、令和7年4月1日現在で作成しました。その後、事業内容の変更などがある場合があります。あらかじめご了承ください。
なお、詳しい事業内容については、担当窓口にお問合せください。
- 所得制限の記載があり、本文又は参考資料に示されていないものは、〈問合せ〉におたずねください。
- 障がい者と記載されている場合は障がい児も含みますが、乳幼児には利用が困難なサービスもあります。個別にお問合せください。
- 区役所へのお問合せは
原則として担当する課・係の直通電話を掲載しています。お問合せの際は、掲載している電話番号までおかけください。又は、代表電話(3802-3111)までおかけの上、交換手に担当課・係をお伝えください。内線番号が記載されている場合は、内線番号を交換手にお伝えください。
なお、電話での問合せが困難な方は、障害者福祉課までFAXにてご連絡ください。